人材確保支援補助金申請の手引き

◆補助金の趣旨

人材確保を目指す市内の中小企業者等に対し、採用活動のオンライン化に要する事業経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の人材確保と求職者の市内就職を促進することを目的とします。

◆補助対象者

次の全ての要件を満たす事業者

①市内に事業所を有する個人又は、市内に事業所を有する法人（資本金の額もしくは出資の総額が 10 億円以上である法人又は常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人を除く。）

②公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（政治活動又は宗教活動を目的とする事業及び政治団体、宗教法人名義の施設を活用した事業等）を行う者でないこと。

③市内事業所への採用又は配属を目的としていること。

④同一年度内で１回目の申請であること。

⑤市税等の市の徴収金を滞納していないこと。

◆申請受付期間

令和８年４月１日（水）から令和９年１月 29 日（金）

（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）

※補助金の対象は２月 28 日までの掲載に係る費用となります。（３月１日以降も引き続き掲載することは可能です。この場合の交付申請書の掲載予定期間は令和９年２月 28 日としてください。）

◆補助金の内容

〇補助対象：就職・転職情報サイトに掲載するために必要な費用（基本料金、オプション料金等）

※就職情報サイトの登録学生にダイレクトメッセージを送信する、サイト内で上位に表示させるなどの有料オプション

〇補助金額：補助対象経費の２分の１（限度額 20 万円）

※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

〇補助回数：１事業者１年度につき１回限り

◆提出方法

経済振興課へ提出してください

（朝来市役所本庁舎西館２階）

◆補助金申請の流れについて

１．**就職・転職情報サイトに掲載前及び掲載費支払い前**に補助金交付申請書等を経済振興課に提出

２．経済振興課から補助金等交付可否決定通知書を送付

３．**就職・転職情報サイト掲載後及び掲載費支払い後**に、事業報告書、補助金等交付請求書等を経済振興課に提出

４．補助金の交付

５．翌年度に採用状況、市内事業所への配属状況を確認するフォローアップ調査を実施

◆提出書類について

【申請時】**※提出期限：令和９年１月 29 日（金）**

「**補助金等交付申請書**」に下記の書類を添付して提出

①就職・転職情報サイトの概要が分かる書類
②就職・転職情報サイト申込書の写し
③補助対象経費が確認できる書類（見積書等）

【実績報告・請求時】**※提出期限：令和９年３月 31 日（水）**

下記の書類を提出

①補助事業実績報告書
②補助金等交付請求書
③補助対象経費の領収書又は支払いを証する書類の写し
④掲載ページの写し等内容が確認できる書類
⑤人材確保支援補助金振込口座届

【変更申請時】

就職・転職情報サイトに掲載する内容や見積金額が変更となった場合は、**「補助事業計画変更中止（廃止）申請書」**に変更後の見積書、サイトの概要を添付して提出（サイトに変更がない場合は見積書のみ添付）

※変更申請は必ず就職・転職情報サイト掲載前、掲載費支払い前にご提出ください。

【取下申請時】

就職・転職情報サイトへの掲載取り止めや、補助事業が令和８年２月 28 日までに完了しない場合は**「補助金等交付申請取下書」**を提出

《注意事項》

「補助金の内容」

〈補助対象〉

・折込チラシ等紙面の情報誌への掲載は対象になりません。**インターネット上に公開している就職・転職情報サイトへ採用情報を掲載する事業のみを対象**とします。

〈補助金額〉

・補助金額は 1,000 円未満切り捨てとなります。

〈補助回数〉

・複数の求人サイトへの掲載する場合も補助金の対象になりますが、申請は１事業者１年度につき１回限り、上限は２０万円です。一度にまとめて申請してください。

・申請は１事業者１年度につき１回限りで、１回の申請で補助限度額に達しなかった場合でも、再度申請することはできません。

「補助金申請について」

・補助金申請の前に掲載したものは、その経費の支払いの有無に関わらず補助の対象外になります。また、掲載前であっても補助金申請前にその経費を支払っているものについても補助の対象外となります。

「提出書類について」

・補助金交付申請書等の「住所又は所在地」は、朝来市内の事業所の所在地を記入してください。

その他

・令和９年２月 28 日までに就職・転職情報サイトへの掲載及び経費の支払いが完了しなかった場合、補助金の交付決定が出ていても、補助金を交付することはできません。

・**経費の支払いは原則、振込でお願いします。**

経費をクレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの引き落としが令和９年２月 28 日までに完了する必要があります。その場合、クレジットカードの引き落としが確認できる書類を添付してもらう必要があります。

小切手、約束手形等で支払った場合も同様の考え方になりますので支払いの方法にはご注意ください。

〖お問い合わせ・提出先〗

〒669-5292　朝来市和田山町東谷 213-1

朝来市産業振興部経済振興課

079-672-2816（直通）